

総合地球環境学研究所文書決裁規則

平成 14 年 9 月 9 日制 定

規則第 42 号

令和 7 年 7 月 25 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 人間文化研究機構における文書決裁規程（平成 16 年 4 月 9 日人間文化研究機構規程第 13 号）第 6 条及び総合地球環境学研究所文書処理規則（平成 14 年 9 月 9 日制定規則第 41 号）第 18 条の規定に基づく総合地球環境学研究所における文書の名義及び決裁については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「決裁」とは、この規則の定めるところにより、それぞれの文書について承認を得るべき最終責任者の承認を得ることをいう。

(文書の名義)

第 3 条 文書の名義は、別段の定めがある場合を除き、別表第 1 に掲げる区分のとおりとする。

(決裁の原則)

第 4 条 起案文書は、特に定めるもののほか、名義者の決裁を受けるものとする。

2 接受文書を供閲文書として起案するときは、特に定めるもののほか、受信者の決裁を受けるものとする。

(依命通知)

第 5 条 特別の命によって通知する文書は、命じた者の決裁を受けるものとする。

(専決)

第 6 条 別表第 2 の決裁事項欄に掲げる事項の決裁については、第 4 条の規定にかかわらず、同表の専決者欄に掲げる者が専決する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

附 則

この規則は、平成 14 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 4 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行し、改正後の別表第 1 中研究推進戦略センターの項の規定は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 19 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 25 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

名 義 者	事 項
所 長	1 法令等に基づき、所長名をもって行うこととされているもの 2 諸規則等の制定、改廃、重要な公示、告示等に関するもの 3 重要な会議、儀式、行事等に関するもの 4 人事に関するもののうち重要なもの 5 予算に関するもののうち重要なもの 6 組織、運営、施設の基本方針に関するもの 7 包括的な協定等の締結に関するもの 8 その他所長名を用いることが適当と認められるもの
当該会議等の長	運営会議又は研究プログラム評価委員会の開催通知等に関するもの
管 理 部 長	1 法令等に基づき、管理部長名をもって行うこととされているもの 2 所掌事務の連絡調整に関するもの 3 諸調査等の照会、回答等に関するもの（所長名を用いるものを除く。） 4 管理部の所管事項のうち、3 課・室以上にわたるもの 5 その他管理部長名を用いることが適当と認められるもの
基 盤 研 究 部 長	1 法令等に基づき、基盤研究部長名をもって行うこととされているもの 2 その他基盤研究部長名を用いることが適当と認められるもの
課 長	主管課の所管事項のうち軽易なもので他の課及び業務監査室に関連のないもの
業務監査室長	業務監査室の所管事項のうち軽易なもので他の課に関連のないもの

別表第2（第6条関係）

区分	決 裁 事 項	名義者	専 決 者
共 通	1 法令等に基づき所長名で行う主管官庁等への協議、申請、報告等のうち定型的又は軽易なもの	所 長	管理部長
	2 所長名又は管理部長名で行う諸証明のうち定型的又は軽易なもの	所長又は管理部長	課 長 又は 業務監査室長
	3 所長名又は管理部長名で行う依頼、照会、通知、回答等のうち軽易なもの	所長又は管理部長	課 長 又は 業務監査室長
	4 規程等の制定、改廃に関するもののうち軽易なもの	所 長	管理部長
	5 プログラム研究部職員の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認並びに週休日の振替え、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定	所 長	プログラム研究 部長、プログラ ムディレクター、又はプロジ ェクトリーダー （外部資金に係 るものは当該研 究責任者）
	6 プログラム研究部職員の病気休暇及び特別休暇（夏季休暇を除く。）の承認その他勤務時間に関するもの	所 長	総務課長
	7 基盤研究部職員の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認並びに週休日の振替え、半日勤務時間の変更及び代休日の指定	所 長	基盤研究部長、 又は基盤研究部 各部門長及びセ ンター長（外部 資金に係るもの は当該研究責任 者）
	8 基盤研究部職員の病気休暇及び特別休暇（夏季休暇を除く。）の承認その他勤務時間に関するもの	所 長	総務課長
	9 IR 室及び広報室職員の年次休暇及び特別休暇（夏季休暇に限る。）の承認並びに週休日の振替え、半日勤務時間の変更及び代休日の指定	所 長	IR 室長及び広報 室長（外部資金 に係るものは当 該研究責任者）
	10 IR 室及び広報室職員の病気休暇及び特別休暇（夏季休暇を除く。）の承認その他勤務時間に関するもの	所 長	総務課長
	11 管理部職員（管理部長を除く。）の休暇の承認及び週休日の振替えその他勤務時間に関するもの ア 課長及び業務監査室長 イ 前号以外の職員	所 長 所 長	管理部長 課長又は

			業務監査室長
	12 職員等の出張等（研究教育職員の研修を含む。）に関するもの	所 長	課 長
	13 諸謝金の給付決定に関するもの	所 長	課 長
	14 公開講座、シンポジウムに関するもの	所 長	管理部長
総 務 課	1 公印の作成、改刻及び廃止に関するもの	所 長	管理部長
	2 運営会議の開催通知に関するもの	運営会議議長	総務課長
	3 儀式又は行事に関するもののうち定型的又は軽易なもの	所 長	総務課長
	4 人事記録に関するもの	所 長	総務課長
	5 職員の昇給(研究教育職員及び管理部長を除く。)に関するもの	所 長	管理部長
	6 職員の調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の決定に関するもの	所 長	総務課長
	7 非常勤職員の任免、給与に関するもの	所 長	総務課長
	8 職員の勤務評定（研究教育職員及び管理部長を除く。）及び研修に関するもの	所 長	管理部長
	9 職員の健康診断及び福利厚生に関するもの	所 長	総務課長
	10 職員の共済組合長期給付及び退職手当に関するもの	所 長	総務課長
	11 職員の災害補償に関するもの（業務災害及び通勤災害の認定に関するものを除く。）	所 長	総務課長
	12 職員の財産形成貯蓄に関するもの（金融機関との契約に関するものを除く。）	所 長	総務課長
	13 その他所掌のうち定型的及び軽易なもの	所 長	総務課長
	14 人事係所掌の諸証明のうち極めて軽易なもの	所 長	人事係長
	1 研究プログラム評価委員会の開催通知に関するもの	研究プログラム 評価委員会委員長	研究支援課長
	2 研究プロジェクト等の公募、採択に関するもの	所 長	管理部長

研究支援課	3 研究審査・報告会に関するもの	所 長	管理部長
	4 寄附金の受入れに関するもの	機 構 長	研究支援課長
	5 共同研究等研究協力に関するもの	所 長	管理部長
	6 外部資金受入等研究協力に関するもの	所 長	管理部長
	7 科学研究費補助金等の申請書に関するもの	所 長	研究支援課長
	8 科学研究費補助金等分担金の配分及び受入れに関するもの	所 長	研究支援課長
	9 科学研究費補助金等の報告書に関するもの	所 長	研究支援課長
	10 共同研究員等の受入れ等研究協力に関するもの	所 長	研究支援課長
	11 受託研究員の受入れに関するもの	所 長	研究支援課長
	12 外来研究員等の受入れに関するもの	所 長	研究支援課長
	13 海外出張及び野外研究活動に係る保険の契約に関するもの	機 構 長	研究支援課長
	14 その他所掌のうち定型的及び軽易なもの	所 長	研究支援課長
財務課	1 定例的な予算・決算関係調書に関するもの	所長又は 管理部長	財務課長
	2 経常的予算の要求関係資料に関するもの	所 長	管理部長
	3 資産の取得、管理及び処分に関するもの	所 長	管理部長
	4 物品の無償貸付及び譲与に関するもの	所 長	管理部長
	5 職員宿舍の入退去に関するもの	所 長	財務課長
	6 財務課が所掌する契約書及びそれに準ずるもの	機 構 長	会計業務実施細則の定めによる
	7 官公需契約及び特定調達契約の報告等に関するもの	所 長	管理部長

	8 工事又は施設の維持管理に関し、関係法令に基づく届出、協議、許可申請、報告等に関するもの	所 長	財務課長
	9 PFI 事業に関するもの	所 長	管理部長
	10 施設・設備に関する調査、報告等のうち軽易なもの	所 長	財務課長
	11 模様替、修繕等に関するもののうち軽易なもの	所 長	財務課長
	12 地球研ハウスの管理運営等に関するもの	所 長	財務課長
	13 その他所掌のうち定型的及び軽易なもの	所 長	財務課長
業務 監 査 室	1 会計検査院の实地検査に関するもの	所 長	管理部長
	2 監事監査に関するもの	所 長	管理部長
	3 内部監査に関するもの	所 長	管理部長
	4 その他所掌のうち定型的及び軽易なもの	所 長	業務監査室長
広 報 室	1 ロゴマークの使用に関するもの	所 長	広報室長
	2 イベント又は展示に係る他機関との協定等のうち軽易なもの	所 長	広報室長